

「法第六条第三項」とあるのは、「法第七条第二項」と読み替えるものとする。

3 事業主は、第一項の変更申出があつたときは、当該変更申出をした労働者に対し、同項第四号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第七条第一項の厚生労働省令で定める期間)

第十四条 法第七条第二項の厚生労働省令で定める期間は、一週間とする。

(法第七条第一項の指定)

第十五条 法第七条第二項の指定は、変更後の育児休業開始予定日とされた日(その日が変更申出があつた日の翌日から起算して三日を経過する日後の一月である場合にあつては、当該三日を経過する日)までに、育児休業開始予定日とし定日とされた日の一月前(法第五条第三項及び第四項の申出にあつては、一週間前)の日とする。

(法第七条第三項の厚生労働省令で定める日)

第十六条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める日は、育児休業申出において育児休業終了予定日とされた日の一月前(法第五条第三項及び第四項の申出にあつては、一週間前)の日とする。

(育児休業終了予定日の変更の申出)

第十七条 法第七条第三項の育児休業終了予定日の変更の申出(以下この条において「変更申出」という。)は、次に掲げる事項を事業主に申し出ることによつて行わなければならぬ。

一 変更申出の年月日

二 変更申出をする労働者の氏名

三 変更後の育児休業終了予定日

2 第七条第一項から第六項(第四項第三号を除く。)までの規定は、変更申出について準用する。この場合において、同条第四項第二号中「育児休業開始予定日」と読み替えるものとする。

(育児休業申出の撤回)

第十八条 法第八条第一項の育児休業申出の撤回は、その旨及びその年月日を事業主に申し出ることによつて行わなければならない。

2 第七条第二項から第六項(第四項第二号及び第三号を除く。)までの規定は、前項の撤回について準用する。(法第八条第三項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第十九条 法第八条第三項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

一 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

二 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になつたこと。

三 婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾患又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業申出に係る子を養育することを必要とする状態になつたとき。

五 法第五条第一項の申出に係る子について、病又は身体上若しくは精神上の障害により、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてているが、当面その実施が行われないとき。

六 法第五条第一項の申出に係る子の死亡

七 法第五条第一項の申出に係る子の離縁又は養子縁組の取消

八 法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 育児休業申出に係る子の死亡

二 育児休業申出をする労働者の氏名

三 出生時育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等(出生時育児休業申出に係る子が当該出生時育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、当該出生時育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄、特別養子縁組の請求等の場合にあつては、その事実)

四 出生時育児休業申出に係る期間の初日(第二十一条の八及び第二十二条の十七第三号において「出生時育児休業開始予定日」といいう。)及び末日(第二十二条の十二及び第二十二条の十七第三号において「出生時育児休業終了予定日」という。)とする日

五 育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳(法第五条第三項の申出に係る子のあつては、一歳六ヶ月、同条第四項の申出に係る子にあつては二歳)までの間に、当該子を養育することができない状態になつたこと。

六 法第九条の六第一項の規定による措置が解除されたこと。

七 法第九条の六第一項の規定により読み替えられて適用する法第五条第一項の申出により子の出生時育児休業申出に係る子でない子であつては、その事実)。

八 该育児休業申出に係る子が一歳(法第五条第三項の申出に係る子のあつては、一歳六ヶ月、同条第四項の申出に係る子にあつては二歳)までの間に、当該子を養育することができない状態になつたこと。

九 法第九条の六第一項の規定により読み替えられて適用する法第五条第一項の申出により子の出生時育児休業申出に係る子でない子であつては、その事実)。

十 该育児休業申出に係る子が一歳(法第五条第三項の申出に係る子のあつては、一歳六ヶ月、同条第四項の申出に係る子にあつては二歳)までの間に、当該子を養育することができない状態になつたこと。

十一 法第九条の三第三項第一号の厚生労働省令で定める措置

第十二条の五 第十二条の規定は、法第九条の三第三項の指定について準用する。この場合において、第十二条第二項中「第七条第五項及び第六項」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定により準用された第七条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。

(法第九条の三第三項の指定)

第十三条の七 法第九条の三第四項第一号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 出生時育児休業申出が円滑に行われるように対するための雇用環境整備の措置として、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずること。

イ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

二 その雇用する労働者の育児休業の取得に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

本 育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

(法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由)

第二十一条 前条の規定(第六号を除く。)は、法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(出生時育児休業申出の方法等)

第二十二条 前号の規定(第六号を除く。)は、法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(出生時育児休業申出(以下「出生時育児休業申出」といいう。)は、次に掲げる事項(同条第四項に規定する事項に限る)を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一 出生時育児休業申出の年月日

二 出生時育児休業申出をする労働者の氏名

三 出生時育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等(出生時育児休業申出に係る子が当該出生時育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、当該出生時育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄、特別養子縁組の請求等の場合にあつては、その事実)

四 出生時育児休業申出に係る期間の初日(第二十一条の八及び第二十二条の十七第三号において「出生時育児休業開始予定日」といいう。)及び末日(第二十二条の十二及び第二十二条の十七第三号において「出生時育児休業終了予定日」という。)とする日

五 该育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳(法第五条第三項の申出に係る子のあつては、一歳六ヶ月、同条第四項の申出に係る子にあつては二歳)までの間に、当該子を養育することができない状態になつたこと。

六 法第九条の三第三項第一号の厚生労働省令で定める措置

第十四条の六 第十二条の規定は、法第九条の三第三項の指定について準用する。この場合において、第十二条第二項中「第七条第五項及び第六項」とあるのは、「第二十二条の二第二項の規定により準用された第七条第五項及び第六項」と読み替えるものとする。

(法第九条の三第三項の指定)

第十五条の七 法第九条の三第四項第一号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 出生時育児休業申出が円滑に行われるように対するための雇用環境整備の措置として、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずること。

イ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

二 その雇用する労働者の育児休業の取得に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

本 育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

(法第九条の三第三項において準用する法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの)

第二十三条 前号の規定(第六号を除く。)は、法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する)

(出生時育児休業申出の方法等)

第二十四条 前号の規定(第六号を除く。)は、法第九条第二項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(出生時育児休業申出(以下「出生時育児休業申出」といいう。)は、次に掲げる事項(同条第四項に規定する事項に限る)を事業主に申し出ることによって行わなければならない。

一 出生時育児休業申出の年月日

二 第八条第二号の労働者

三 婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 法第五条第一項の申出に係る子が負傷、疾患又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になつたこと。

五 法第五条第一項の申出に係る子について、病又は身体上若しくは精神上の障害により、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてているが、当面その実施が行われないとき。

六 法第五条第一項の申出に係る子の死亡

七 法第五条第一項の申出に係る子の離縁又は養子縁組の取消

八 法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 育児休業申出に係る子の死亡

二 育児休業申出をする労働者の氏名

三 出生時育児休業申出に係る子の氏名、生年月日及び前号の労働者との続柄等(出生時育児休業申出に係る子が当該出生時育児休業申出の際に出生していない場合にあつては、当該出生時育児休業申出に係る子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の労働者との続柄、特別養子縁組の請求等の場合にあつては、その事実)

四 出生時育児休業申出に係る期間の初日(第二十一条の八及び第二十二条の十七第三号において「出生時育児休業開始予定日」といいう。)及び末日(第二十二条の十二及び第二十二条の十七第三号において「出生時育児休業終了予定日」という。)とする日

五 该育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該育児休業申出に係る子が一歳(法第五条第三項の申出に係る子のあつては、一歳六ヶ月、同条第四項の申出に係る子にあつては二歳)までの間に、当該子を養育することができない状態になつたこと。

六 法第九条の三第三項第一号の厚生労働省令で定める措置

第十五条の七 法第九条の三第四項第一号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 出生時育児休業申出が円滑に行われるように対するための雇用環境整備の措置として、次に掲げる措置のうちいずれか二以上の措置を講ずること。

イ その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

二 その雇用する労働者の育児休業の取得に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

第二十一条の十三 第十八条の規定は、法第九条の四において準用する法第八条第一項の出生時育児休業申出の撤回について準用する。

（法第九条の四において準用する法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由）

第二十二条の十四 法第九条の四において準用する法第八条第四項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 出生時育児休業申出に係る子の死亡

二 出生時育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

3 業主が当該電子メール等の記録を出力するこ
とにより書面を作成することができるものに
限る。)

前項第二号の方法により行われた申出は、事
業主の使用に係るファクシミリ装置により受信
した時に、同項第三号の方法により行われた申
出は、事業主の使用に係る通信端末機器により
受信した時に、それぞれ当該事業主に到達した
ものとみなす。

4 事業主は、法第九条の五第二項の申出がされ
たときは、次に掲げる事項を労働者に速やかに
提示しなければならない。

3 受信した時に、それぞれ当該事業主に到達したものとみなす。

4 場合は、次に掲げる事項を当該労働者に速やかに通知しなければならない。

一 法第九条の五第四項の同意を得た旨

二 出生時育児休業期間において、就業させることとした日時その他の労働条件

前項の通知は、次のいずれかの方法（第一号及び第三号に掲げる場合にあつては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならぬ。

2 第七条第二項から第六項（第四項第二号を除く。）までの規定は、前項の撤回について準用する。

3 事業主は、第一項の撤回があつたときは、当該撤回をした労働者に対して、次条各号に掲げる事情に係る事實を証明することができる書類の提出を求めることができる。（法第九条の五第五項の厚生労働省令で定める特別の事情）

第二十一条の十九 法第九条の五第五項の厚生労働省令で定める特別の事情がある場合は、次のとおりとする。

(法第九条の四において準用する法第七十三条第三項の厚生労働省令で定める日)
第二十一条の十一 第十六条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第三項の厚生労働省令で定める日にについて準用する。この場合において、第十六条中「一月前（法第五条第三項及び第四項の申出にあっては一週間前）」とあるのは、「二週間前」と読み替えるものとする。
(出生時育児休業終了予定日の変更の申出)
第二十二条の十二 第十七条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第三項の出生時育児休業終了予定日の変更の申出について準用する。

二 就業可能日（以下この条において「就業可能日」という。）

二 就業可能日における就業可能な時間帯（所定労働時間内の時間帯に限る。）その他の労働条件

法第九条の五第二項の規定により、事業主に対して、前項に定める事項を申し出る場合にあっては、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によつて行わなければならぬ。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電子メール等の送信の方法（労働者及び事業主

第二十一条の十六 法第九条の五第四項の同意
は、次のいずれかの方法（第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る。）によつて行わなければならぬ。

- 一 書面を提出する方法
- 二 ファクシミリを利用して送信する方法
- 三 電子メール等の送信の方法（労働者及び事業主が当該電子メール等の記録を出力するにより書面を作成することができるものに限る。）

前項第二号の方法により行われた同意は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた同

三 就業日における労働時間の合計が、出生時育児休業期間における所定労働時間の合計の二分の一以下であること。

三 出生時育児休業開始予定日とされた日又は出生時育児休業終了予定日とされた日を就業日とする場合は、当該日の労働時間数は、当該日の所定労働時間数に満たないものであること。

(法第九条の五第四項の同意の撤回)

第二十一条の十八 法第九条の五第五項の規定による同条第四項の同意の撤回は、その旨、その年月日及び次条各号に掲げる事情に係る事実を事業主に申し出ることによつて行わなければならぬ。

項の厚生労働省令で定める期間)
第二十一条の九 第四十四条の規定は、法第九条の四において準用する法第七条第一項の厚生労働省令で定める期間について準用する。
(法第九条の四において準用する法第七条第二項の指定)

第二十一条の十五 法第九条の五第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 出生時育児休業期間による就業することにより、当該出生時育児休業日出に係る子が出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になつたこと。

り書面を作成することができるものに限る。) 前項第二号の方法により行われた提示は、労働者の使用に係るファクシミリ装置により受信した時に、同項第三号の方法により行われた提示は、労働者の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

第二十一条の十七 法第九条の五第四項の厚生労働省令で定める範囲は、次のとおりとする。
一 就業させることとした日（以下この条において「就業日」という。）の数の合計が、出生時育児休業期間の所定労働日数の二分の二以上であること。ただし、一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数であること。

（法第九条の四において準用する法第七条第一款の規定による。）

第二十一条の八 第十三条の規定は、法第九条の規定による。この規定は、法第七条第一項の出生時育児休業開始予定日の変更の申出について準用する。

三 育児休業申出に係る当該労働者の意向を確定し、育児休業の取得の促進に関する方針を周知すること。

三　出生時育児休業申出に係る子が養子となつたことその他の事情により当該出生時育児休業申出をした労働者と当該子とが同居しないこととなつたこと。

四　民法第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

五　出生時育児休業申出をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害に

一 就業可能日のうち、就業させることを希望する日（就業させることを希望しない場合はその旨）

二 前号の就業させることを希望する日に係る時間帯その他の労働条件

前項の提示は、次のいずれかの方法（第一号及び第三号に掲げる場合にあっては、労働者が希望する場合に限る。）により行わなければならない。

一 書面を交付する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電子メール等の送信の方法（当該労働者が

二 書面を交付する方法
二 ファクシミリを利用して送信する方法
三 電子メール等の送信の方法(当該労働者が
当該電子メール等の記録を出力することによ
り書面を作成することができるものに限る。)
前項第二号の方法により行われた通知は、労
働者の使用に係るファクシミリ装置により受信
した時に、同項第三号の方法により行われた通
知は、労働者の使用に係る通信端末機器により
受信した時に、それぞれ当該労働者に到達した
ものとみなす。

三 婚姻の解消その他の事情により第一号に規定する配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しないこととなつたこと。

四 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により、二週間以上期間にわたり世話を必要とする状態になつたとき。

(法第九条の五第六項第一号の厚生労働省令で定める事由)

第二十一条の二十 第二十一条の十四の規定は、
去第十九条の五第一項第一号の規定を除くことを除いて、前二項の規定を適用する。

一 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

二 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害その他これらに準ずる心身の状況により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になつたこと。

第五項	第二項、同項	第二項、(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)、第四項、(第一号及び第二号を含む)、第三項(第一号及び第二号を除く。)、第五項及び前項後段(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)。	第三項(第一号含む)、第三項(第一号及び第二号を除き、第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第四項(第一号及び第二号を含む)、第三項(第一号及び第二号を除く)。	第六項(第一号及び第二号を除く)。	第五項(第一号及び第二号を除く)。	第四項(第一号及び第二号を除く)。	第三項(第一号及び第二号を除く)。	第二項、(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く)。	第一項
一項	二項	三条第七項	第七項	一項	一条第七項	四項	三条第六項	第六項	前項
一項	二項	前条第三項	前項	項	前条第七項	前項	前項	前条第六項	前条第一項(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を除く。)
一項	二項	第六条第三項	第三項	項	第五条第七項	前項	前項	第五项(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。	第五项(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。
一項	二項	第六条第三項	第三項	項	第五条第一項	前項	前項	第五项(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。	第五项(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。
一項	二項	第六条第三項	第三項	項	第一条第三項	前項	前項	第一项(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。	第一项(第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)。

第五条第 項	第七 項	号第四条第 二項	第七 項	第六条各 号	第五条第 三項又は 合を含む。
前項	第 六 条 第 一 項	第 九 条	第十 九 条各 号	号第 一 項	第五条第三項（法第九条の六第 一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は 第六条各号（これらの規定を第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
を含む。）	前項（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第六条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第十九条第一号から第三号まで、 二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第四号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（第二十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	第五条（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

(法第十九条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由)

第六十四条 前条の規定は、法第十九条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

(法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項第二号の厚生労働省令で定める者)

第六十五条 第六十条の規定は、法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項第二号の厚生労働省令で定めるものとする。

(法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの)

第六十六条 第六十一条の規定は、法第二十条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものについて準用する。

(法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの)

第六十七条 法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項第一号の規定による請求は、次に掲げる事項を事業主に通知することによって行わなければならない。

一 請求の年月日

二 請求をする労働者の氏名

三 請求に係る対象家族の氏名及び前号の労働者との続柄

四 事実

五 請求に係る制限期間の初日及び末日とする日

六 第六十一条において準用する第六十条の者がいない事実

七 前項の請求は、次のいずれかの方法(第二号及び第三号に掲げる場合にあっては、事業主が適当と認める場合に限る)によつて行わなければならない。

一 書面を提出する方法

二 ファクシミリを利用して送信する方法

三 電子メール等の送信の方法(労働者及び事業主が当該電子メール等の記録を出力するこにより書面を作成することができるものに限る。)

四 前項第二号の方法により行われた通知は、事業主の使用に係るファクシミリ装置により受信した

3 前項第二号の方法により行わされた通知は、事

業主の使用に係る通信端末機器により受信した

4 知は、事業主の使用に係る通信端末機器により受信した時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

5 事業主は、第一項の請求があつたときは、当該請求をして、同項第三号、第四号及び第六号に掲げる事実を証明することができる書類の提出を求めることができる。

(法第二十条第一項において準用する法第十九条第一項第三号の厚生労働省令で定める事由)

第六十八条 法第二十条第一項において準用する法第十九条第三項の厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

一 育児休業に関する制度

二 育児休業申出等(育児休業申出及び出生時育児休業申出をいう。第七十一条において同じ。)の申出先

三 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六号)第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付に関すること。

四 労働者が育児休業期間及び出生時育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱いは、次のとおりとする。

一 請求に係る対象家族の死亡

二 離婚、婚姻の取消、離縁等による請求に係る対象家族と当該請求をした労働者との親族関係の消滅

三 請求をした労働者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る対象家族を介護することができない状態になつたこと。

(法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事由)

四 法第二十二条第一項において準用する法第十九条第一号の厚生労働省令で定める事由について準用する。

第九章 事業主が講ずべき措置

(法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事実)

第六十九条の二 法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事実は、次のとおりとする。

一 労働者が民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、一歳に満たない者を現に監護していること又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る一歳に満たない者を監護する意思を明示したこと。

(法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事実)

第六十九条の四 法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める措置(第三号及び第四号に掲げる措置にあつては、労働者が希望する場合に限り受信したものはとみなす。)

(法第二十二条第一項の厚生労働省令で定める措置)

一 面談

二 書面の交付

三 ファクシミリを利用しての送信

四 電子メール等の送信(当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

5 時に、それぞれ当該労働者に到達したものとみなす。

(法第二十二条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項)

第七十条 法第二十二条の二第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第九条第二項第一号に掲げる事情が生じたことにより育児休業期間が終了した労働者の労務の提供の開始時期に関すること。

二 労働者が介護休業期間について負担すべき社会保険料を事業主に支払う方法に関すること。

(法第二十二条の二第二項の取扱いの明示)

第七十一条 法第二十二条の二第二項の取扱いの明示は、育児休業申出等又は介護休業申出があつた後速やかに、当該育児休業申出等又は介護休業申出をした労働者に係る取扱いを明らかにした書面を交付することによつて行うものとする。

(法第二十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置)

一 その雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供

二 その雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

(法第二十二条の二の規定による公表の方法)

三 公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるもの)

第七十二条 法第二十二条の二の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるいずれかの割合とする。

一 その雇用する男性労働者であつて法第二十二条の二の規定により公表を行ふ日の属する

事業年度の直前の事業年度（以下この条において「公表前事業年度」という。）において配偶者が出産したものの数に対するその雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において育児休業等（育児休業及び法第二十三条第二項又は第二十四条第一項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業をいう。次号において同じ。）をしたものとの数の割合

二 その雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において育児休業等をしたものとの数に対する、その雇用する男性労働者であつて公表前事業年度において育児休業等（育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護休暇を除く。）を利用したもの）の合計数の割合

（法第二十三条第一項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの）

第七十二条 法第二十三条第一項本文の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものは、一日の所定労働時間が六時間以下の労働者とする。

（法第二十三条第一項本文の所定労働日数が二日以下の労働者とする。
(法第二十三条の措置)

第七十三条 法第二十三条第一項第二号の厚生労働省令で定めるもの

第七十四条 法第二十三条第一項に規定する育児労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。
(法第二十三条の措置)

第七十五条 法第二十三条第三項第二号の厚生労働省令で定めるものは、一週間の所定労働日数が二日以下の労働者とする。

第七十六条 法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置は、次のとおりとする。

一 育児休業

二 介護休業

三 子の看護休暇

四 介護休暇

五 法第十六条の八（法第十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定による

六 所定外労働の制限の制度

七 法第十九条（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による深夜業の制限の制度

八 育児のための所定労働時間の短縮措置

九 法第二十三条第二項の規定による育児休業に関する制度に準ずる措置又は始業時刻変更の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

3 法第二十三条第三項の介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、二回以上の利用をすることができる措置とし、次の各号に掲げるいずれの方法により講じなければならない。ただし、第三号の方法により介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずる場合には、二回以上利用ができることを要しない。

一 法第二十三条第三項の労働者（以下この項において「労働者」という。）であつて当該勤務に就くことを希望するものに適用される勤務時間の短縮の制度を設けること。

二 当該制度の適用を受けることを希望する労働者に適用される前項第一号又は第二号に掲げるいすれかの制度を設けること。

三 要介護状態にある対象家族を介護する労働者がその就業中に、当該労働者に代わつて当該対象家族を介護するサービスを利用する場合、当該労働者が負担すべき費用を助成する制度その他これに準ずる制度を設けること。

（法第二十三条第三項第二号の厚生労働省令で定めるもの）

第七十七条 事業主は、法第二十九条の業務を遂行するために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから当該業務を担当する者を職業家庭両立推進者として選任するものとする。

第十章 紛争の解決

（准則）

第七十八条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二号）第三条から第十二条までの規定は、法第五十二条の五第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同令第三条第一項中「法第十八条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第五十二条の五第一項」と、同項並びに同令第四条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「機会均等調停会議」とあるのは「両立支援調停会議」と、同令第六条中「法第十八条第一項」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の五第一項」と、「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第八条第一項及び第三項中「法第二十条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条の六において準用する法第二十条」と、同令第九条中「事業場」とあるのは「事業所」と、同令第十条第一項中「第四条第一項及び第二項」とあるのは「育児・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）第七十八条において準用する第四条第一項及び第二項」と、「第八条」とあるのは「同令第七十八条において準用する第八条」と、同令第十一条第一項中「法第二十一条」とあるのは「育児・介護休業法第五十二条」と、別記様式中「事業場」とあるのは「事業所」と読み替えるものとする。

（権限の委任）

第八十条 法第五十三条第四項並びに同条第五項において準用する職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十七条第二項及び第四十条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、認定中小企業団体（法第五十三条第二項第二号に規定する認定中小企業団体をいう。以下同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。

一 認定中小企業団体の主たる事務所の所在地の都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘査して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘査して厚生労働者の数が三百人以下であるときは、三十人未満のもの）

（届出事項）

第八十一条 法第五十三条第四項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一 募集に係る事業所の名称及び所在地

二 募集時期

三 募集地域

四 介護休業をする労働者であるその業務を募集に係る労働者が処理するものの職種及び休業期間並びに総数

五 募集職種及び人員

六 賃金、労働時間、雇用期間その他の募集に係る労働条件

（届出の手続）

第八十二条 法第五十三条第四項の規定による届出は、同項の認定中小企業団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であつて第八十条第二号に該当するもの及び自県外募集であつて同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2 法第五十三条第四項の規定による届出をしようとする認定中小企業団体は、その主たる事務所の基準に係る事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 二　変更申出に係る働く婦人の家の行う事業及び所
在地並びに変更後の勤労者家庭支援施設の
名称

三　変更申出に係る働く婦人の家の行う事業及
び変更後の勤労者家庭支援施設の行う事業

四　変更申出に係る働く婦人の家の施設及び設
備の概要並びに変更後の勤労者家庭支援施設
の施設及び設備の概要

五　その他必要と認められる事項

附 則（平成八年五月一日労働省令第
二二号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
改正後の育児休業等育児又は家族介護を行う事業
施行する。ただし、第二条並びに附則第三条及び第五条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

第二条 この省令は、平成八年十二月十六日から施行する。
（育児休業等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第五条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第六十六条の二において読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（以下この条において「読み替え後の新規則」という。）第一条第一項の「一般労働者派遣事業許可申請書、読み替え後の新規則第一条第三項、第五条第三項及び第六条第三項の一般労働者派遣事業計画書、読み替え後の新規則第三条の許可証再交付申請書、読み替え後の新規則第五条第一項の一般労働者派遣事業許可有効期間更新申請書、読み替え後の新規則第六条第一項の一般労働者派遣事業変更許可申請書、読み替え後の新規則第八条第一項の一般労働者派遣事業変更届出書及び一般労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書、読み替え後の新規則第十一条第一項の特定労働者派遣事業届出書、読み替え後の新規則第十一条第三項の特定労働者派遣事業計画書、読み替え後の新規則第十一

四条第一項の特定労働者派遣事業変更届出書並びに読み替え後の新規則第十七条第三項の労働者派遣事業報告書は、当分の間、なお第五条の規定による改正前の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第五十三条の二において読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の相当様式によることができる。

- | |
|--|
| <p>四条第一項の特定労働者派遣事業変更届出書並びに読み替え後の新規則第十七条第三項の労働者派遣事業報告書は、当分の間、なお第五条の規定による改正前の育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第五十三条の二において読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の相当様式によることができる。</p> |
| <p>附 則 (平成九年三月三一日労働省令第二)</p> <p>第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成九年九月二十五日労働省令第三号) 抄</p> <p>一 号 (平成九年四月一日労働省令第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成九年九月二十五日労働省令第三号) 抄</p> <p>二 号 (平成九年十月一日労働省令第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日 (平成九年十月一日) から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成一〇年三月一三日労働省令第七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律の施行の日 (平成十一年四月一日) から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一〇年三月三一日労働省令第八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成一一年九月三〇日労働省令第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一一年一二月三一日労働省令第四八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一月三一日労働省令第二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一二年一二月三一日労働省令第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> |

それぞれの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

- これらの法律又はこれに基づく労働省令の適用については、改正後のそれぞれの法律又はこれに基づく労働省令の相当規定により都道府県労働局長がした処分等の行為又は都道府県労働局長に対してされた申請等の行為とみなす。

第三条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定によりされた処分等の行為又はこの省令の施行の際に改正前のそれぞれの省令の規定によりされている申請等の行為で、この省令の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この省令の施行の日以後における改正後のそれぞれの省令の適用については、改正後のそれぞれの省令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

第四条 この省令の施行前に改正前のそれぞれの省令の規定により国又は地方公共団体の機関又は職員に対して報告・届出・提出その他の手続をしなければならない事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを改正後のそれぞれの省令の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関又は職員に対して報告・届出・提出をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定を適用する。

附 則（平成一二年三月三一日労働省令
第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条

4 施行日前の日に係る育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年一〇月三一日労働省令
第一四一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年一一月一六日厚生労働省令第一二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一月二九日厚生労働省令第九号）

並びに様式第三十三号の五及び様式第三十三号の五の二の改正規定、第二条中職業安定法施行規則第二十二条第一項の改正規定並びに第三条の規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（平成三十一年九月七月厚生労働省令第一一二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年一二月二七日厚生労働省令第八六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。

附 則（令和元年一二月二七日厚生労働省令第八九号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年九月三〇日厚生労働省令第一六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

附 則（令和三年九月三〇日厚生労働省令第一六九号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年一一月三〇日厚生労働省令第一八四号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。